



浦添市告示第 79 号

浦添市屋外広告物条例（令和4年浦添市条例第8号。以下「条例」という。）第8条第1項第1号から第3号、第5号、第6号、第9号、第13号及び第14号、第2項、第9条第1項第5号、第11条第2項第1号から第3号並びに第14条第10項の規定により、屋外広告物の禁止地域等、禁止物件及び許可地域等を次のように定めたので、条例第36条の規定により告示し、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月13日

浦添市長 松本 哲



浦添市屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定

- 1 条例第8条第1項第1号の規定により指定する地域
  - (1) 字城間の市街化調整区域のうち、軍用地を除いた国道58号に接する地域
  - (2) 牧港五丁目及び字小湾（軍用地を除く。）の市街化調整区域
- 2 条例第8条第1項第2号の規定により指定する地域
 

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地から50メートル以内の地域
- 3 条例第8条第1項第3号の規定により指定する地域
 

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財（建造物に限る。）又は民俗資料（建造物に限る。）の敷地から50メートル以内の地域
- 4 条例第8条第1項第5号の規定により指定する区間
 

市内の高速自動車道路、一般国道、主要地方道及び一般県道の全区間
- 5 条例第8条第1項第6号の規定により指定する区域
 

市内の高速自動車国道の路端から両側300メートル以内
- 6 条例第8条第1項第9号の規定により指定する区域
 

次に掲げる港湾で港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地の区域

| 種別   | 港湾名 | 管理者     |
|------|-----|---------|
| 重要港湾 | 那覇港 | 那覇港管理組合 |

- 7 条例第8条第1項第13号の規定により指定する地域  
景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により本市が定めた景観計画における仲間重点地区
- 8 条例第8条第1項第14号の規定により指定する地域
  - (1) 県道153号線のうち安波茶交差点から伊祖橋区間内の第一種住居地域及び近隣商業地域
  - (2) 県道浦添西原線のうち、高架橋と県道38号線の合流点から安波茶交差点区間内（景観地区の範囲を除く。）の第二種住居地域及び近隣商業地域
  - (3) 市道国際センター線のうち、県道浦添西原線との交点から都市計画法第11条第1項に基づき定められた前田線（以下「前田線」という。）との交点までの区間内の第二種住居地域
- 9 条例第8条第2項第1号の規定により指定する地域
  - (1) 第7条に指定する地域
  - (2) 第8条に指定する地域
  - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第6号の規定により定められた景観地区のうち県道浦添西原線沿線地区
  - (4) 市街化調整区域のうち、仲間、前田、当山及び伊祖に位置する地域
  - (5) 県道浦添西原線、県道153号線、前田線及び市道国際センター線の各道路の交点を結び囲まれた地域で第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
  - (6) 仲間二丁目（第8条に指定する地域を除く。）及び前田二丁目の第一種低層住居専用地域
  - (7) 県道浦添西原線、市道国際センター線、前田線、県道241号線及び県道38号線の各道路の交点を結び囲まれた地域で第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域（県道宜野湾南風原線沿線の第二種住居専用地域の境界から100mの範囲を除く。）
  - (8) 伊祖三丁目15番から43番及び46番から48番の第一種中高層住居専用地域
- 10 条例第9条第1項第5号の規定により指定するもの  
交通信号機及び道路標識を添加してある電柱、電話柱及び街灯柱
- 11 条例第11条第2項第1号の規定により指定する地域
  - (1) 条例第8条第2項、条例第11条第2項第2号及び第3号の規定により指定する以外の地域
  - (2) 第1条第1号に指定する地域
- 12 条例第11条第2項第2号の規定により指定する地域

- (1) 字牧港、牧港五丁目、字港川、港川一丁目及び二丁目、西洲、勢理客四丁目  
(ただし、国道58号の道路端より50メートル以内は除く。)並びに伊奈武瀬の準工業地域
- (2) 工業地域
- (3) 市道サンパーク通り線のうち県道251号線の交点から市道城間6号線の交点の区間内の近隣商業地域及び商業地域
- (4) 宮城四丁目及び五丁目、前田三丁目及び西洲三丁目の商業地域
- (5) 県道241号線のうち、広栄交差点から宜野湾市市境の区間内の近隣商業地域
- (6) 第1条第2号に指定する地域

13 条例第11条第2項第3号の規定により指定する地域

- (1) 国道58号の道路端より50メートル以内の商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び準住居地域
- (2) 市道サンパーク通り線のうち城間交差点から市道城間6号線の交点の区間内の商業地域
- (3) 牧港四丁目3番から7番、9から13番、16番及び24番から26番の第一種住居地域
- (4) 牧港四丁目の準工業地域

14 条例第14条第10項の規定により指定する施設又は物件

防犯灯柱、公園内のベンチ、くずかご、街路灯、ガードレール、植栽、芝生、花壇、いけがき、日蔭たな、噴水、築山、彫像、灯ろう、休憩所、ぶらんこ、すべり台、シーソー等児童遊戯施設、駐車場、時計台、水飲場、展望台、消火栓標識、バス停留標識、掲示板その他これに類するもの